

伊方発電所設計及び工事計画審査資料	
資料番号	D S F - 0 0 1
提出年月日	令和 3 年 1 月 2 7 日

伊方発電所 3 号機

設計及び工事計画認可申請に該当する
技術基準規則の条文整理表
(使用済燃料乾式貯蔵施設)

令和 3 年 1 月
四国電力株式会社

伊方発電所3号機 使用済燃料乾式貯蔵施設 設計及び工事計画認可申請に該当する技術基準規則の条文整理表

○:対象となる条文、×:対象外の条文

技術基準規則 ^(注)	適用条文	本工事の内容に 関係あるもの	審査対象 条文	理 由
(第四条) 設計基準対象施設の地盤	○	○	○	兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器は、基準地震動による地震力に対し十分な支持性能を有する地盤に設置することから、審査対象条文とする。
(第五条) 地震による損傷の防止	○	○	○	兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器は、基準地震動による地震力に対してその安全性が損なわれるおそれがないように施設しなければならないことから、審査対象条文とする。
(第六条) 津波による損傷の防止	○	○	○	兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器が基準津波によりその安全性が損なわれるおそれがないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならないことから、審査対象条文とする。
(第七条) 外部からの衝撃による損傷の防止	○	○	○	兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器が自然現象及び人為による事象により、その安全性が損なわれないよう、防護措置その他の適切な措置を講じなければならないことから、審査対象条文とする。
(第八条) 立入りの防止	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設においては、周辺監視区域内に設置し、人がみだりに管理区域内に立ち入らないように、適切に管理区域を設定することから、審査対象条文とする。なお、保全区域については、新たに設定しない。
(第九条) 発電用原子炉施設への人の不法な侵入等の防止	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設においては、人の不法な侵入等を防止するため、適切な措置を講じなければならないことから、審査対象条文とする。
(第十条) 急傾斜地の崩壊の防止	×	×	×	伊方発電所において急傾斜地崩壊危険区域に指定された箇所はないため、審査対象条文とはならない。
(第十一条) 火災による損傷の防止	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち使用済燃料乾式貯蔵容器は、放射性物質の貯蔵機能を有する機器であり、火災によりその安全性が損なわれないよう措置を講じなければならないことから、審査対象条文とする。

○:対象となる条文、×:対象外の条文

技術基準規則 ^(注)	適用条文	本工事の内容に関係あるもの	審査対象条文	理由
(第十二条) 発電用原子炉施設内における溢水等による損傷の防止	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、放射性物質の閉じ込め機能を有する使用済燃料乾式貯蔵容器は、防護対象設備であるため、溢水の発生によりその安全性を損なうおそれがない設計とすることから、審査対象条文とする。
(第十三条) 安全避難通路等	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵建屋には、容易に識別できる安全避難通路及び照明用の電源が喪失した場合においても機能を損なわない誘導灯を設置することから、審査対象条文とする。
(第十四条) 安全設備	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器は、安全設備に該当し、想定される全ての環境条件において、その機能を発揮することができるよう施設しなければならないことから、審査対象条文とする。
(第十五条) 設計基準対象施設の機能	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器及び使用済燃料乾式貯蔵建屋は、設計基準対象施設に該当し、その健全性及び能力を確認するため、保守点検ができるよう施設しなければならないことから、審査対象条文とする。 また、設計基準対象施設に属する安全設備である使用済燃料乾式貯蔵容器及び使用済燃料乾式貯蔵建屋は、二以上の発電用原子炉施設と共用することにより安全機能を損なうおそれがないよう施設しなければならないことから、審査対象条文とする。
(第十六条) 全交流動力電源喪失対策設備	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、蓄電池その他の設計基準事故に対処するための電源設備に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第十七条) 材料及び構造	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器は、クラス3機器に該当し、クラス3機器の基準を満足することを確認する必要があることから、審査対象条文とする。
(第十八条) 使用中の亀裂等による破壊の防止	○	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器は、クラス3機器に該当することから、本条文に基づき検査等を実施する。しかし、本条文は使用中の運用要求であり、設計段階において確認する条文ではないことから、審査対象条文とはならない。
(第十九条) 流体振動等による損傷の防止	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、一次冷却材又は二次冷却材を有する設備を有していないため、審査対象条文とはならない。
(第二十条) 安全弁等	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、安全弁等に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第二十一条) 耐圧試験等	○	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器は、クラス3機器に該当することから、本条文に基づき耐圧試験等を実施する。しかし、本条文は使用前事業者検査段階での要求であり、設計段階において確認する条文ではないことから、審査対象条文とはならない。

○:対象となる条文、×:対象外の条文

技術基準規則 ^(注)	適用条文	本工事の内容に関係あるもの	審査対象条文	理由
(第二十二條) 監視試験片	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、監視試験片に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第二十三條) 炉心等	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、炉心等に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第二十四條) 熱遮蔽材	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、熱遮蔽材に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第二十五條) 1次冷却材	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、一次冷却材に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第二十六條) 燃料体等の取扱施設及び貯蔵施設	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち、兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器は、燃料貯蔵設備に該当し、設計貯蔵期間に想定される使用条件に対して、適切な材料および構造を有し、必要な安全機能が損なわれるおそれがないよう施設しなければならないことから、審査対象条文とする。また、周辺施設のうち、使用済燃料乾式貯蔵容器蓋間圧力計は、使用済燃料乾式貯蔵容器の密封性を監視する装置に該当し、一次蓋と二次蓋との間の圧力を監視することにより密封性を監視できることを示す必要があることから、適用条文とする。 使用済燃料乾式貯蔵施設は、使用済燃料を貯蔵することができる必要容量を有し、また取扱者以外の者がみだりに立ち入らないように施設することから、審査対象条文とする。
(第二十七條) 原子炉冷却材圧力バウンダリ	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉冷却材圧力バウンダリに該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第二十八條) 原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉冷却材圧力バウンダリの隔離装置等に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第二十九條) 1次冷却材処理装置	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、一次冷却材処理装置に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十條) 逆止め弁	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、逆止め弁に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十一條) 蒸気タービン	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、蒸気タービンに該当しないため、審査対象条文とはならない。

○:対象となる条文、×:対象外の条文

技術基準規則 ^(注)	適用条文	本工事の内容に関係あるもの	審査対象条文	理由
(第三十二条) 非常用炉心冷却設備	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、非常用炉心冷却設備に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十三条) 循環設備等	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、循環設備等に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十四条) 計測装置	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、計測装置に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十五条) 安全保護装置	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、安全保護装置に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十六条) 反応度制御系統及び原子炉停止系統	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、反応度制御系統及び原子炉停止系統に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十七条) 制御材駆動装置	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、制御材駆動装置に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十八条) 原子炉制御室等	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉制御室等に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第三十九条) 廃棄物処理設備等	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、廃棄物処理設備等に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第四十条) 廃棄物貯蔵設備等	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、廃棄物貯蔵設備等に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第四十一条) 放射性物質による汚染の防止	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設に設定する管理区域は、放射線物質により汚染されるおそれがある管理区域ではないため、審査対象条文とはならない。

○:対象となる条文、×:対象外の条文

技術基準規則 ^(注)	適用条文	本工事の内容に係るもの	審査対象条文	理由
(第四十二条) 生体遮蔽等	○	○	○	使用済燃料乾式貯蔵施設のうち使用済燃料乾式貯蔵建屋は、線源となる兼用キャスクである使用済燃料乾式貯蔵容器を保管しており、直接線及びスカイシャイン線による工場等周辺の空間線量率が線量限度を十分下回るように施設するとともに、従事者の放射線障害を防止するために必要な生体遮蔽を適切に施設しなければならないことから、審査対象条文とする。
(第四十三条) 換気設備	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、換気設備に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第四十四条) 原子炉格納施設	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、原子炉格納施設に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第四十五条) 保安電源設備	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、保安電源設備に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第四十六条) 緊急時対策所	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、緊急時対策所に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第四十七条) 警報装置等	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、警報装置等に該当しないため、審査対象条文とはならない。
(第四十八条) 準用	×	×	×	使用済燃料乾式貯蔵施設は、補助ボイラー、ガスタービン、内燃機関又は電気設備に該当しないため、審査対象条文とはならない。

(注):第四十九条から第七十八条においては、重大事故等対処施設に係る条文であり、本設計及び工事計画において重大事故等対処施設はないため、審査対象条文とはならない。